

○伊賀市社会教育委員設置に関する条例

平成16年11月 1 日条例第249号

伊賀市社会教育委員設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市社会教育委員を置く。

(定数)

第2条 社会教育委員の定数は、12人以内とする。

(委員の委嘱)

第3条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するときまで在任する。

2 欠員による補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(辞任の承認)

第5条 社会教育委員が辞任するときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(会議)

第6条 社会教育委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年2回、臨時会は必要のある場合に開催する。

3 社会教育委員の会議は、教育委員会が招集する。

4 社会教育委員の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集してもなお、半数に達しないときは、この限りでない。

(代表委員)

第7条 社会教育委員の互選により、代表委員1人を置く。代表委員は、委員を代表し、会議を主宰する。

(費用弁償等の支給)

第8条 社会教育委員の費用弁償の額及びその支給方法については、別にこれを定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。